

第1 平成21年度の高齢社会対策

1 高齢社会対策関係予算

高齢社会対策を、就業・所得、健康・福祉、学習・社会参加、生活環境、調査研究等の推進の各分野にわたり着実に実施する。

一般会計予算における平成21年度の高齢社会対策の関係予算は、17兆2,547億円であり、各分野別では、就業・所得10兆3,194億円、健康・福祉6兆8,097億円、学習・社会参加164億円、生活環境853億円、調査研究等の推進239億円となっている（「高齢社会対策関係予算分野別総括表」参照）。

2 高齢社会対策の推進

平成21年度の主な新規施策を分野別にあげれば、次のとおりである。

(1) 就業・所得

- ・高年齢者雇用モデル企業助成金を創設し、70歳以上まで働くことができる新たな職域の開発、処遇の改善、高齢者を積極的に活用するモデル的な取組を実施した事業主に対して助成する。
- ・基礎年金の国庫負担割合については、年金制度の長期的な給付と負担の均衡を図り、年金制度を持続可能なものとするとともに、将来的な給付水準（現役世代の手取り収入の50%）を確保し、国民の年金制度への信頼確保を図る観点から、平成21年度からの基礎年金国庫負担割合2分の1を実現する。
- ・企業年金制度の安定化と充実のための見直しを内容とする「企業年金制度等の整備を図るための確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」の早期成立に努めるとともに、今後も

国民の老後の所得確保の一層の安定と充実が図られるよう、厚生年金基金、確定給付企業年金や確定拠出年金等の普及を図る。

(2) 健康・福祉

- ・一部の広域的な介護サービス事業者による悪質かつ組織的な不正事案が発生したため、このような不正事案を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、介護サービス事業者に対する規制の在り方について見直すことを内容とした「介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律」（平成20年法律第42号）が20年5月に成立し、21年5月から施行される。
- ・福祉・介護人材の確保については、平成20年度に措置した取組を着実に実施するとともに、介護職員の定着を図る観点から、21年4月の介護報酬改定において、プラス3.0%の改定を行うことにより、介護職員の処遇改善を図り、また、介護業務未経験者を雇い入れた場合の助成など雇用管理改善に取り組む事業主への支援に取り組む。さらに、人材の参入促進を図る観点から、介護に関する専門的な技能を身につけられるようにするための離職者訓練の拡充を行うとともに、主なハローワークに「福祉人材コーナー」を設置し、関係機関との連携によるきめ細かな職業相談、求人者への助言等の支援を実施する。
- ・特別養護老人ホーム等の現場の意識改革や、ケアの向上などを目指して「身体拘束の廃止」の取組を推進するとともに、平成21年度より介護サービスにおける事故の防止や感染症の予防のため、対象を同一施設の看護職員と介護職員の2人を1組とした研修を実施し、両職種間のケアの連携強化及び介護における事

故防止の推進を図る。

- ・平成21年度においては、20年7月に取りまとめられた「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト」報告に基づき、①認知症に関する実態の把握、②研究開発の加速、③早期診断の推進と適切な医療の提供、④適切なケアの普及及び本人・家族支援、⑤若年性認知症対策を積極的に推進するために必要な取組を新たに行う。
- ・平成21年度において、高齢者も含む一人暮らし世帯等が地域において安心して暮らすことができるよう、見守り活動等への支援を行う安心生活創造事業を創設する。
- ・平成21年度においても、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の定着に向けた施策を着実に実施することとしており、引き続き、後期高齢者医療広域連合や市町村と連携し、制度の内容やねらい、改善策等について高齢者の方々に周知を行うとともに、70歳から74歳までの方の自己負担割合の1割から2割への引き上げの凍結及び被用者保険の被扶養者であった方の保険料の均等割額の9割軽減について、21年度においても行うこととしている。

(3) 学習・社会参加

- ・平成21年度においては、高齢者自らが安心と希望のある地域づくりに貢献できるよう、「高齢者地域活動推進者（コミュニティ・ワーク・コーディネーター）」の養成を行うこととしており、また、新たな住民参加サービス等の担い手となる「生活（介護）支援サポーター（仮称）」の養成支援事業も創設する。
- ・平成20年度から29年度までの字幕放送と解説放送の普及目標を定めた行政指針の実現に向

けて、引き続き、字幕番組、解説番組等の制作に対する助成を行うなどにより、各放送局の自主的な取組を促す。

(4) 生活環境

- ・平成21年1月に高齢者居住法の一部を改正する法律案を国会へ提出し、国土交通省所管の法律を厚生労働省との共管法に改め、国土交通大臣と厚生労働大臣が共同して基本方針を策定することとしている。さらに、都道府県において、高齢者の居住の安定確保のための計画を定めることができることとしている。これらにより、生活支援・介護サービスが提供される高齢者向けの賃貸住宅の供給を促進し、高齢者のニーズに応じたより適切な住まいの提供を実施していく。
- ・平成21年度予算において、高齢者居住安定化緊急促進事業を創設するとともに、地域住宅交付金の拡充により支援を行うこととしている。また、高齢者等が利用する社会福祉施設を中心市街地等の利用しやすい場所に適正に配置するため、市街地再開発事業等において社会福祉施設等を一体的に整備する場合、補助の上乗せを行う。
- ・高齢運転者対策として、運転免許証の更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者については、運転免許証の更新期間が満了する日前6月以内に、認知機能検査（講習予備検査）を受けなければならないこととする「道路交通法の一部を改正する法律」（平成19年法律第90号）が21年6月に施行されることから、認知機能検査を円滑に実施するとともに、認知機能検査の結果に基づいた高齢者講習の充実を図る。

(5) 調査研究等の推進

- ・介護者支援等で役立つロボットについては、人との接触度が高く、より一層の安全性が求められるため、対人安全技術等の開発や実証試験を推進する。また、高齢者のコミュニケーション支援も可能なロボットシステムの実現に向けて、要素技術の開発を推進する。

3 「経済危機対策」における取組

深刻度を増す「世界金融危機」と戦後最大の「世界同時不況」の中で、我が国が直面している「経済危機」を克服するべく、平成21年4月、「経済危機対策」を取りまとめた。

その中では、地域医療再生・医療品等新技術開発の加速、介護職員の処遇改善・介護拠点整備等の介護機能強化を図るなど、高齢化の進展を内需拡大・雇用創出に活かす「健康・子育て」に関する施策や、年金記録問題解決への体制強化・高齢者医療の安定的な運営の確保等の国民の「安心と活力」を実現するための施策を盛り込んでいる。